

## 藤沢市定期報告等業務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項又は第3項の規定による定期調査（検査）報告書、定期調査（検査）報告概要書、調査（検査）結果表その他国土交通大臣の定める図書（以下「定期報告書等」という。）の提出（以下「定期報告」という。）に係る業務を円滑に遂行するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、藤沢市建築基準等に関する規則（以下「藤沢市規則」という。）の例による。

### (対象の特定)

第3条 市長は、法第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けた物件が、政令第16条第1項に規定する特定建築物（以下「特定建築物」という。）又は政令第16条第3項若しくは藤沢市規則第12条第1項に規定する特定建築設備等（以下「特定建築設備等」という。）に該当し、定期報告が必要となるか確認を行うものとする。

### (定期報告書等の提出の通知)

第4条 市長は、特定建築物又は特定建築設備等の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては管理者とし、以下これらを「報告義務者」という。）に対し、必要に応じて、藤沢市規則第11条第1項又は第12条第2項に規定する報告の時期（以下「報告時期」という。）までに定期報告を行う必要がある旨を当該報告義務者に通知するものとする。

### (定期報告書等の提出の督促)

第5条 市長は、報告時期までに特定建築物又は特定建築設備等に係る定期報告が行われない場合は、必要に応じて、速やかに当該定期報告を行うことを要する旨を報告義務者に通知するものとする。

### (是正通知)

第6条 市長は、定期報告書等について審査した結果、是正を要すると認めた場合又は是正が必要な状態に至るおそれがあると認めた場合には、その内容を報告義務者に通知するものとする。

### (改善（補修）等完了済報告書・改善（補修）等予定計画書)

第7条 市長は、前条の規定により通知を行う場合は、改善（補修）等完了済報告書の書式を添えて、報告義務者に送付する。ただし、定期報告書等に改善予定の有無及び時期の記載がないものについては、これらの書類に加え、

改善（補修）等予定計画書の書式を送付するものとする。

第8条 報告義務者は、第6条の規定による通知を受けた場合は、然るべき対応を行ったのち、対応した結果を記載した改善（補修）等完了済報告書を市長に提出しなければならない。ただし、改善（補修）等予定計画書の書式が送付されている場合は、改善（補修）等完了済報告書の提出に先立ち、然るべき対応を行う時期及び内容を改善（補修）等予定計画書へ記載し、市長に提出しなければならない。

（変更事項届）

第9条 報告義務者は、特定建築物又は特定建築設備等の所有者若しくは管理者、特定建築物の名称又は建築物用途等の変更があったときは、速やかに、定期報告変更事項届を市長に提出しなければならない。この場合において、建築物用途の変更により、当該特定建築物全体が定期報告の対象とならなくなった場合は、変更理由欄にその旨を記載することとする。

2 市長は、前項の規定による定期報告変更事項届の提出があったとき又は前項に規定する変更が、法等に規定する申請、届出又は現地調査等によって確認できたときは、法第12条第8項に規定する台帳の記載内容を変更するものとする。

（除却・廃止届）

第10条 報告義務者は、特定建築物の除却又は特定建築設備等の廃止があったときは、速やかに、除却・廃止届を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による除却・廃止届の提出があったとき又は特定建築物の除却又は特定建築設備等の廃止があった事実が調査等によって確認できたときは、同項の手続によることなく法第12条第8項に規定する台帳の記載内容を変更するものとする。

（休止建築物・休止建築設備等）

第11条 報告義務者は、特定建築物又は特定建築設備等の全部又は一部の使用の休止があったときは、速やかに、休止・再利用届を市長に提出するものとする。

2 前項の休止・再利用届の提出があった特定建築物又は特定建築設備等で次に該当するものについては、当該休止の間は、定期報告を要しない。

(1) 特定建築物の全部又は一部の使用を休止し、当該部分に人が立入ることができない措置が講じられていること。（施設の維持管理に必要な場合を除く。）

(2) 特定建築設備等の全部又は一部の使用を休止し、当該部分に人が立入ることができない措置が講じられているもの又は当該部分の操作ができない措置が講じられていること。

第12条 報告義務者は、特定建築物又は特定建築設備等の再利用をしようと

するときは、当該利用を開始する日の3日前までに、休止・再利用届の提出とともに定期報告を行わなければならない。ただし、再利用を行おうとする特定建築物又は特定建築設備等が一部である場合は、当該部分に係る定期報告を行うこととする。

- 2 再利用を行った特定建築物及び特定建築設備等が一部である場合の2回目以降の定期報告は、当該特定建築物又は特定建築設備等の全体の定期報告に合わせて行うこととする。

#### (事故報告書)

第13条 報告義務者又は占有者は、特定建築物又は特定建築設備等が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、事故報告書（速報）を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建築物又は特定建築設備等（昇降機等を除く。）に起因する人身事故のうち、重傷者又は死亡者が発生する事故が生じた場合
- (2) 火災が発生する事故が生じた場合
- (3) 昇降機等の運行に起因する事故が発生した場合

- 2 特定建築物又は特定建築設備等の報告義務者又は占有者は、前項に掲げる事故が発生したときは、当該事故のあった日から7日以内に、事故報告書（詳細）を市長に提出しなければならない。

#### (定期報告書の集計)

第14条 市長は、定期報告書の報告件数、各種通知件数、用途及び項目別の指摘事項件数等、事務処理に必要な事項を集計する。

#### (様式)

第15条 この要領の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

#### (委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。